

# 給与等支給規程

給与等支給規程（平成8年4月1日施行、最終平成16年5月28日一部改正）の全部を改正する。

## 第1章 総 則

（適用範囲）

第1条 社会福祉法人東京聖労院（以下「法人」という）が運営する特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、高齢者在宅介護支援センター、児童厚生施設等（以下「施設」という）に勤務する職員について就業規則第52条に規定する給与・退職金等を定めるものとする。

2 前項の職員とは、就業規則第6条により採用された者をいう。

（均等待遇）

第2条 職員の国籍、信条、性別等を理由として差別的取扱いをしない。

（給与の種類）

第3条 職員の給与は、本俸及び第4章に定める手当とする。

（給与の計算期間）

第4条 給与の計算期間は当月1日から当月末日までとする。ただし、夜勤手当、超過勤務手当、年末年始手当等の計算は、毎月末日をもって締め切り、翌月給与支払日に支払う。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

（給与の計算方法）

第5条 所定の勤務時間の全部又は一部について業務に従事しなかった場合は、その従事しなかった時間に対する給与は支給しない。ただし、就業規則等で特に定める場合は、その規定による。

2 一給与計算期間における給与の総額、賞与に1円未満の端数を生じた場合は四捨五入とする。

（給与の支払日）

第6条 給与は給与計算期間の当月27日に支給する。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合はその前日とする。

2 前項の規定は、賞与については適用しない。

（非常時払い）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には職員又は遺族

の請求があれば給与支払日前であっても既往の労働に対する給与を支給する。

- (1) 職員の出産、疾病、災害及びやむを得ない事由があると施設長が認めたとき
- (2) 職員の収入によって生計を維持するものが、結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受け、又はやむを得ない事由があると施設長が認めたとき
- (3) 職員が死亡し、解雇され、又は退職した場合
- (4) 前各号のほか、やむを得ない事情があると施設長が認めたとき

(給与の支払と控除)

第8条 給与は通貨で直接職員にその全額を支給する。ただし、法令に別段の定めがあるもの及び職員の代表者と書面により協定したものは、これを控除して支給することができる。

なお、職員の同意を得た場合には、当該職員の指定する金融機関の当該職員の預金口座等への振込によることができる。

## 第2章 本 俸

(給与形態・本俸月額)

第9条 職員の本俸は月額制として、特別の事情により月額制によりがたい場合は日給制又は時給制を採用することができる。

- 2 職員の本俸月額は、別表(1)で定める初任給等格付給料表と昇給額等による。ただし、特別の事情により初任給等格付給料表等により難しい場合は、その都度定める。

(初任給)

第10条 職員の本俸の初任給は原則として別表(2)のとおりとし、職員の年齢、能力、技能及び職務内容等を勘案して各人ごとに決定する。

(初任給等格付給料表・級号の変更)

第11条 資格の取得、昇格、職種の変更等により現に受けている初任給等格付給料表又は級号を変更する必要がある場合は、現に受けている本俸を下回らない最も近い給与額の級号とする。

ただし、特別の事情がある場合はこれを考慮して定めることができる。

- 2 前項の資格の取得、昇格、職種の変更等の認定及び決定は、人事考課等を基準として各人ごとに行う。

## 第3章 昇 給

(昇給の種類)

第12条 昇給は本俸について行う。

- 2 昇給は定期昇給とし、別表(3)の人事考課により決定する。

(定期昇給)

第13条 定期昇給は、原則として毎年2回行う。ただし、原則として55歳に達した時より昇給等を行わない。

(特別昇給・臨時昇給)

第14条 特別昇給又は臨時昇給は、特別又は臨時に必要があると認めたときに行う。

2 勤続年数に応じた特別昇給は、別表(3)の3により決定する。

## 第4章 手 当

(手当の種類及び額等)

第15条 職員に対し、別表(4)に定める手当を支給する。

## 第5章 退 職 金

(退職金)

第16条 職員の退職金は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に定める共済契約により行う。

2 平成18年3月31日以前に採用した職員は、東京都社会福祉協議会従事者共済会に定める退職給付金を支給する。

## 第6章 改 正

(改正)

第17条 この規程の改正は、職員の代表者の意見を聴いた上、理事会の議決により行う。

(付則)

この規程は平成18年4月1日から施行する。

平成20年4月1日 一部改正

平成21年4月1日 一部改正

平成21年6月1日 一部改正

平成21年10月1日 一部改正

平成23年1月1日 一部改正

平成23年4月1日 一部改正

平成23年10月1日 一部改正

平成24年4月1日 一部改正

平成25年4月1日 一部改正

平成26年4月1日 一部改正

平成26年6月1日 一部改正  
平成26年10月1日 一部改正  
平成27年1月1日 一部改正  
平成27年4月1日 一部改正  
平成29年4月1日 一部改正  
平成29年10月1日 一部改正  
平成30年4月1日 一部改正